

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

北海道公安委員会規則第1号

昭和60年2月7日

最終改正 平成30年3月30日 北海道公安委員会規則3号

(施行～平成30年4月1日)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

(定義)

第1条 この規則で「法」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）をいい、「条例」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）をいう。

(風俗営業の営業制限地域における特例)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める3月以内の期間を限って営む営業又は移動して営む営業に係る営業所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 3月以内の期間を限って営む法第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業に係る営業所

(2) 常態として移動して営む法第2条第1項各号に規定する営業に係る営業所

(風俗営業に係る騒音の規制)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める騒音の数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音の規制)

第4条 条例第11条の5第1項の規則で定める騒音の数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

(深夜における飲食店営業に係る騒音の規制)

第5条 条例第12条第1項の規則で定める騒音の数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成5年公安委員会規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この規則の施行の日から平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、この規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行

規則別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年公安委員会規則12号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
1 都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
2 都市計画法第2章の規定により定められた商業地域、工業地域又は工業専用地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
備 考			
1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。			
2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前0時前の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前0時から午前6時までの時間をいう。			